



亀岡市監査公表 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 竹田幸生

令和3年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部 生涯スポーツ課</p> <p>1 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。</p> <p>公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。</p> <p>2 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。</p> <p>適正な事務処理を行うよう指導するとともに、規程等の見直しを行うよう改善指示されたい。</p>	<p>公益財団法人亀岡市スポーツ協会に対して、当協会就業規則に基づいた押印処理を行うこと、及び当協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう指導し、専決事項の見直しを行い、関係規程の改正をはじめ適切な措置がされたことを確認した。</p> <p>公益財団法人亀岡市スポーツ協会に対して、当協会嘱託職員の就業等に関する規程及び、嘱託職員取扱要領の遵守及び、関係規程の見直しについて検討するよう指導し、関係規程の改正をはじめ適切な措置がされたことを確認した。</p>